

奈良市介護資格取得支援事業助成金交付要領

(趣旨)

第1条 市内介護サービス事業所における新たな介護人材の発掘及び介護職員の資質向上を図るため、介護職員初任者研修又は介護福祉士実務者研修を修了した者に対し、予算の範囲内で奈良市介護資格取得支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護職員初任者研修 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号に掲げる研修で、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修に係るものをいう。
- (2) 介護福祉士実務者研修 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に規定する研修をいう。
- (3) 介護サービス事業 次に掲げる事業をいう。
 - ア 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）を行う事業
 - イ 法第8条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業
 - ウ 法第8条第25項に規定する施設サービスを行う事業
 - エ 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売を除く。）を行う事業
 - オ 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業
- (4) 介護サービス事業者 前号に掲げる事業を行う事業者をいう。
- (5) 介護サービス事業所 第3号に掲げる事業を行う事業所をいう。
- (6) 介護職員 介護サービス事業者が直接雇用し、市内の介護サービス事業所において介護業務に直接従事している者をいう。

(助成金の対象となる研修)

第3条 助成金の対象となる研修（以下「研修」という。）は、次の各号のいずれかに該当する研修とする。

- (1) 介護職員初任者研修
- (2) 介護福祉士実務者研修

（助成金の交付対象者）

第4条 助成金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）第7条の規定による申請を行った日（以下「交付申請日」という。）において、研修を修了した日の翌日から起算して1年以内の者であること。
- （2）研修に係る受講料及び教材費（以下「受講料等」という。）を完納している者であること。
- （3）交付申請日において、市内介護サービス事業所（原則として同一の介護サービス事業所に限る。）に3箇月以上介護職員として継続して勤務している者であること。（休職又は休業期間を除く。）
- （4）国、県、市町村その他機関から、この助成金と同様の補助を受けていない者であること。
- （5）奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- （6）市町村民税の滞納がない者であること。

（助成金の対象経費）

第5条 助成金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、受講料等とする。

2 次に掲げる費用は、対象経費に含まないものとする。

- （1）交通費
- （2）分割払に伴う手数料
- （3）修了評価不合格者の追試等に係る追加費用

（助成金の交付額）

第6条 助成金の交付額は、次の各号に掲げる区分に応じ、1人につき当該各号に定める額を上限とする。

なお、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

- （1）介護職員初任者研修 50,000円
- （2）介護福祉士実務者研修 80,000円

2 助成金の交付は、研修1種類につき、1人1回限りとする。

（助成金の交付申請及び請求）

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請日の属する年度の2月末日までに、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- （1）奈良市介護資格取得支援事業助成金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）
- （2）申立書兼個人情報利用及び調査に係る同意書（別記第2号様式）
- （3）受講料等及び研修受講内容等を確認することができる書類（パンフレット又は研修要領等）
- （4）研修を修了したことを証明する書類の写し
- （5）受講料等の領収書又は支払額を証明する書類（申請者が、研修事業者に対し、クレジットカード会社を介して対象経費を支払う旨の契約を締結した場合にあっては、クレジット契約証明書）
- （6）在籍証明書（別記第3号様式）
- （7）市町村民税の滞納がない旨を証明した納税証明書（原本）

(8) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定等)

第8条 市長は、前条に掲げる書類が提出された場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内において助成金の交付を決定し、奈良市介護資格取得支援事業助成金交付決定通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知し、助成金を交付するものとする。

2 前項の場合において、助成金の交付が不適当と認めたときは、奈良市介護資格取得支援事業助成金不交付決定通知書（別記第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第9条 申請者は、前条第1項の規定による交付決定（以下「交付決定」という。）の通知を受けた場合において、当該交付決定に係る交付申請を取り下げようとするときは、奈良市介護資格取得支援事業助成金交付申請取下書（別記第6号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の規定による交付申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

(助成金の交付決定の取消等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定を取り消すとともに、既に助成金が交付されているときは、交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) この要領の規定又は交付決定に付した条件に違反したとき。

(3) その他市長が助成金の交付をすることが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、奈良市介護資格取得支援事業助成金交付決定取消通知書（別記第7号様式）により、申請者に通知するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和6年8月21日改正）

この要領は、令和6年8月21日から改正する。

附 則（令和7年7月25日改正）

この要領は、令和7年7月25日から改正する。

別記

第1号様式（第7条関係）

奈良市介護資格取得支援事業助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

（宛先）奈良市長

（〒 — ）

申請者 住 所

ふりがな

氏 名

電話番号

奈良市介護資格取得支援事業助成金の交付を受けたいので、奈良市介護資格取得支援事業助成金交付要領第7条の規定により、次のとおり申請します。併せて、奈良市介護資格取得支援事業助成金交付要領第4条に規定する交付対象者の要件を満たしていることを誓約します。

研 修 の 種 類	☐ 介護職員初任者研修 ☐ 介護福祉士実務者研修							
研 修 修 了 日	年 月 日							
受 講 料 等 (受 講 料・教 材 費)	円 (税込)							
交 付 申 請 額 (千円未満切り捨て)				0	0	0	円	初任者研修：上限5万円 実務者研修：上限8万円
添 付 資 料	申立書兼個人情報利用及び調査に係る同意書（第2号様式） 受講料等及び受講内容等を確認することができる書類 研修を修了したことを証明する書類の写し 受講料等の領収書又は支払額を証明する書類 在籍証明書（第3号様式） 市町村民税の滞納がない旨を証明した納税証明書（原本）							

〈研修を受けたきっかけ、研修を受けて良かったこと・活かした事等々をぜひお聞かせください。〉

※記載いただいた内容は、介護資格取得のメリット等を広く周知することを目的に、奈良市ホームページ等での広報に活用させていただく場合がございます。（申請者情報は伏せさせていただきます。）

※申請内容の審査への影響はございません。

〈確認欄〉以下の項目について、該当するものに☑ をつけてください。

※実際に交付要件を満たしているかどうかは添付書類等により審査します。

交付申請日現在において、研修修了日の翌日から 1 年以内ですか。	☐ はい ☐ いいえ
交付申請日において、市内介護サービス事業所（原則として同一の介護サービス事業所に限る。）に 3 箇月以上介護職員として継続して勤務していますか。（休職又は休業期間を除く。）	☐ 勤務している ☐ 勤務していない
交付申請日現在において、在籍証明書に記載の事業所で勤務していますか。	☐ 勤務している ☐ 勤務していない
領収書は研修実施事業者が発行したものですか。	☐ はい ☐ いいえ
領収書には受講研修名及び申請者氏名が明記されていますか。	☐ はい ☐ いいえ
在籍証明書は発行日から起算して 1 箇月以内のもの、かつ、交付申請日以前に発行されたものですか。	☐ はい ☐ いいえ
当該研修について、他の補助、助成等を受けていますか。	☐ 受けている ☐ 受けていない

〈振込先口座情報〉

金融機関名		銀行コード				店舗名	店舗コード		
銀行 信用金庫 信用組合 農協						本店 支店 支所 出張所			
種目	口座番号						口座名義（フリガナ）		
1 普通預金									
2 当座預金									
3 その他									

第2号様式（第7条関係）

（宛先）奈良市長

申立書兼個人情報利用及び調査に係る同意書

私は、奈良市介護資格取得支援事業助成金の交付申請額について、他のいかなる助成も受けていないこと及び返還金等があった場合は速やかに対応することを申し立てます。

また、市が市役所内他課、奈良警察署、公共職業安定所、介護員養成研修事業者、就業事業所等に対し費用の助成に係る確認を行うために、個人情報を利用し調査することについて同意いたします。

年 月 日

氏名 _____

年 月 日

（宛先）奈良市長

在籍証明書

下記の者について、 年 月 日現在当法人に在職していることを証明します。

記

（〒 - ）

住 所

ふりがな

氏 名

生年月日

勤務先（事業所番号・事業所名）

サ ー ビ ス の 種 類	
職 種	☐ 介護職員のみ ☐ 介護職員以外の職種との兼務有り →兼務有りの場合、下記の（）内に時間数をお書きください。 （直近3か月の勤務時間の合計 時間） （うち、介護職員としての勤務時間 時間）
勤 務 期 間	年 月 日～ 年 月 日現在まで

（〒 - ）

住所

法人名

代表者名

印

電話番号

-

-

第 4 号様式（第 8 条関係）

奈良市介護資格取得支援事業助成金交付決定通知書

奈 第 号
年 月 日

様

奈良市長

年 月 日付で申請のありました助成金の交付について、奈良市介護資格取得支援事業助成金交付要領第 8 条の規定により、次のとおり決定します。

研 修 の 種 類	☐ 介護職員初任者研修 ☐ 介護福祉士実務者研修
交 付 申 請 額	円
交 付 決 定 額	円

第 5 号様式（第 8 条関係）

奈良市介護資格取得支援事業助成金不交付決定通知書

奈 第 号
年 月 日

様

奈良市長

年 月 日付で申請のありました助成金の交付について、奈良市介護資格取得支援事業助成金交付要領第 8 条の規定により、次のとおり交付しないことと決定します。

研 修 の 種 類	☐ 介護職員初任者研修 ☐ 介護福祉士実務者研修
不交付とする理由	

第6号様式（第9条関係）

年 月 日

(宛先) 奈良市長

$$(\overline{T} -)$$

申請者 住 所

ふりがな

氏 名

電話番号

奈良市介護資格取得支援事業助成金交付申請取下書

私は、奈良市介護資格取得支援事業助成金の交付決定を受けましたが、以下の理由により、当該交付決定に係る交付申請を取り下げます。

交付申請取下げの理由

第7号様式（第10条関係）

奈良市介護資格取得支援事業助成金交付決定取消通知書

奈 第 号
年 月 日

様

奈良市長

年 月 日付奈 第 号で交付決定いたしました奈良市介護資格取得支援事業助成金について、下記のとおり交付決定を取り消しましたので、奈良市介護資格取得支援事業助成金交付要領第10条の規定により通知します。

研 修 の 種 類	☐ 介護職員初任者研修 ☐ 介護福祉士実務者研修
交 付 決 定 額	円
取 消 交 付 金 額	円
取 消 理 由	

備考

既に助成金を受領済の場合は、速やかに奈良市に返還すること。